

過去の照会実績の中には、照会書を公開しているものもあります。近い事業であれば記載に当たっての参考となりますので、下記 URL よりご覧ください。
https://www.meti.go.jp/policy/jigyousaisei/kyousouryoku_kyouka/shinjigyo-kaitakuseidosuishin/result/gray_zone.html

様式第九（第4条関係）

新事業活動に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定に係る照会書

令和〇年〇月〇日

〇〇〇〇大臣 〇〇 〇〇 殿

□□□□大臣 □□ □□ 殿

事業所管と規制所管が異なる省庁の場合、
事業所管大臣と規制所管大臣を記載する。

東京都千代田区霞が関〇-〇-〇
株式会社ME T I
代表取締役社長 経産 太郎

役職名まで正式名称で記載する。
会社ではなく個人事業主であれば屋号を記載。

産業競争力強化法第7条第1項の規定に基づき、実施しようとする新事業活動及びこれに関連する事業活動に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定の解釈並びに当該新事業活動及びこれに関連する事業活動に対する当該規定の適用の有無について、確認を求めます。

記

1. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の目標

【記載のポイント】

新事業活動、これに関連する事業活動を行おうとする背景となる事業及びそれにより目指す事業の方向性を記載する。

（例）

近年、検査に係るモニタリングコストが高騰しており、1件あたり数億円から数十億円を要する検査において、モニターの人件費や交通費を含む費用は、費用の30%程度を占めるとの指摘がなされている。

また、近年の特に深刻となっている人手不足などによって、今後検査に係るモニタリングに係る負担は高まることが想定される。

補足するデータなどがある場合は添付

このような背景により、当社が行うべき検査の件数が減少し、我が国産業の国際競争力の低下が懸念されるところ、モニタリング業務を効率化し、それに係る費用を圧縮することが課題解決のための方策の一つと考えられる。加えて、検査コストは最終的に製品価格に反映

されるため、モニタリング業務の効率化は、より競争力のある製品の創出にも貢献するものとなる。そこで、当社では、検査時行われるモニタリングにおいてデータ改ざんが困難であるブロックチェーン技術を活用することで、従来の方法よりもセキュリティレベルを向上させると同時に、費用対効果が高く、かつ正確性が担保されたモニタリングを行うことを可能とし、ひいては研究開発コストを低減させることで、我が国産業の国際競争力を維持・強化に貢献することを目指す。

2. 新事業活動及びこれに関連する事業活動により生産性の向上又は新たな需要の獲得が見込まれる理由

【記載のポイント】

「新商品の開発又は生産」、「新たな役務の開発又は提供」、「商品の新たな生産又は販売の方式の導入」、「役務の新たな提供方法の導入」、「その他の新たな事業活動」のいずれに該当するのかを記載する。

また、新事業活動及びこれに関連する事業活動を行うことにより、生産性の向上又は新たな需要の獲得が見込まれる理由と、当該事業が実現した場合の新たな需要の獲得見込み（売上、シェア等）を記載する。

（例）

当社の新事業活動であるブロックチェーン技術を用いたモニタリング検査は、「新たな役務の開発又は提供」に該当する。

現在の検査では、報告データの信頼性を担保するため、原則として、顧客企業等から委託を受けた機関に所属するモニターが、顧客企業を「直接」訪問し、「検査データと原資料等の照合」を実施しており、モニターに係る多額の人件費、交通費等のコストが生じている。

これに対して当社が開発している新たなブロックチェーン技術を用いた検査データ改ざん防止システムを用いることにより、転記ミスや改ざんの可能性が排除されるため、入力された原資料等との照合等を実施することなく、報告データの正確性を担保することが可能となる。そのため、これまで提供してきた検査サービスとは、技術的にも一線を画す「新たな役務の開発又は提供」に該当すると考える。

将来的には、検査機器等で取得されたデータが、直接かつ即時に、ブロックチェーンを構築するサーバー内に転送される技術を確立し、従来方法とは異なる、報告データと原資料等の照合又は委託機関における実地でのモニタリングを不要とするモニタリング業務の一般化を目指す。

【需要獲得見込み】

新たな検査サービスについて、現在の顧客に対し順次新たなサービスの置き換えを行いつつ、これまで取り込めていなかった新規顧客に対する営業活動を強化することによって、サービス開始後3年間で、現在の顧客の1.5倍にあたる600社に対して、サービスを展開すること見込んでいる。本見込みについては、検査サービス事業の市場規模の〇%に相当する規模となるものの、市場における新サービスの優位性を踏まえれば、現サービスのシェア（〇%）に加え、そのシェアの〇%を更に獲得することは、十分に可能と考える。

開始当初は、新たなサービス開始にあたり、費用がかさみ、赤字となる予定であるが、その後、顧客の拡大とオペレーションを順次見直すことにより、3年後には安定した収益を見込める予定である。

	202X年	202X年	202X年
年間顧客数	100社	300社	600社
売上高	150百万円	450百万円	900百万円
検査サービス料／社	1百万円	1百万円	1百万円
付随サービス／社	0.5百万円	0.5百万円	0.5百万円
費用	160百万円	430百万円	810百万円
収益	▲10百万円	20百万円	90百万円

3. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の内容

規制所管省庁はここに記載された内容を前提に検討・判断を行う。
ここに記載されていない内容については検討されないため、
事業内容については漏れなく、簡潔に記載する。

【記載のポイント】 次に示す項目の他、事業内容に係わる事項を具体的に記載する。

(1) 事業実施主体

申請者に限らず、新事業活動に関係するすべての者について、役割と名称を記載する。
ただし、 用地保有者など、新事業活動との関係が希薄な事業者の記載は不要。

(例)

サービス提供事業者：当社

サービス利用者：製品に対する検査を実施しようとする企業など

(2) 事業概要

事業全体の概要を記載する。

- ・ 特定の業への該当性を問う場合には、具体的な事業の流れを記載する。
- ・ 業への該当性ではなく、商品が一定の基準を満たしているのかを確認する場合には、商品の仕様等を記載する。

いずれの場合も、記載事項は評価ではなく具体的な事実を記載し、客観的な記載を心懸ける。

(例)

企業等の製品開発等の実施者からの委託を受け、製品のモニタリング検査において、ブロックチェーン技術を活用した当社システムを用いて、データの入力・管理、報告書の作成等を実施する。

現在の業務フローでは、1. 企業の担当者によるデータ入力後、2. 委託機関による報告書への転記が行われ、3. 原資料との照合によってデータの信頼性を担保している。本手法では転記のミスが生じる他、多くの人手とコストがかかっているのが現状。

本システムにデータを入力することにより、ブロックチェーンネットワークでデータが共有されるとともに、データの真正性がシステムによって担保される。本手法を用いることで、データ改ざんの可能性を排除しながら、転記や照合にかかる人的コストを削減することが可能になる。

補足する事業フロー図・商品の写真・図表などがある場合は添付

(3) 事業概要

サービス提供場所、製造場所、対象エリア、などを記載する。

(例)

〇〇県に所在する支社の販売エリアから開始し、以後、対象エリアを順次拡大予定。

4. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の実施時期

【記載のポイント】

新事業活動のスケジュールを記載する。

(例)

令和〇年〇月 サービスの発表

令和〇年〇月 〇〇県でのサービスの開始

令和〇年〇月 全国にサービス拡大

事業所管省庁と規制所管省庁が対応するに当たってのスケジュール感を把握できるよう、いつ頃から事業を開始する想定なのか、記載する。

※既に実施している事業は、制度の対象外となる。

5. 解釈及び適用の有無の確認を求める規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定

【記載のポイント】

規制の根拠となっていると考えられる法令等（規制に関連する告示・通達等を含む。）の名称、関係する条文を引用する。

(例) ●●●●●●法 (抄)

(用語の定義)

第二条 この法律において「〇〇」とは、〇〇を行うことをいう。

(略)

照会したい事業に関する規制の根拠となる法令等がどのように規定されているのか、照会書で分かるよう、対象となる法令等の該当条文をそのまま引用する。

●●●●●●法施行規則の実施について (通達)

2. 法第2条関係

(5) 規則第10条関係

①モニタリングを実施する場合にあっては、次に掲げる事項について留意すること。

(イ) データの信頼性について、適切に管理することができる場合においては、必ずしも全ての検査データ等について原資料との照合等の実施を求めるものではない。

6. 具体的な確認事項並びに規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定の解釈及び当該規定の適用の有無についての見解

- ・確認したい事項は、何を確認したいのかがひと目で理解できるよう、簡潔に記載する。
- ・自己の見解を記載するにあたり、法令の文言や規制所管省庁が示している逐条解説での見解等を参考に論理的に説明する。

【記載のポイント】

新事業活動における何について確認したいのか、また、規制の根拠となる法令のどの部分の解釈が明らかでないのか、確認事項として明確に記載する。それに続いて、自己の見解を記載する。

(例) 本照会書3. (2) 記載の当社の新事業活動であるブロックチェーン技術を活用したモニタリング検査は、検査結果として入力されたデータの真正性が本システムによって担保されるのであれば、実地でそれらのデータの照合を行わなくとも、〇〇法第2条に規定する「〇〇」に該当せず、〇〇法第2条各項に違反するものではないことを確認したい。

＜当社の考え＞

本ブロックチェーンシステムのように、検査実施者が入力したデータがシステムに直接反映され、かつ当該データの通信、保存において適切な改ざん防止・検知機能を備えたシステムを用いる場合は、本システムに入力されたデータの真正性は担保されている。

当該新技術等を用いることは、上記4. (1) で抜粋した法律における『〇〇』に該当し、『必ずしも全ての検査データ等について原資料との照合等の実施を求めるものではない』場合に該当するため、本システムに入力されたデータの真正性を確認するため、実地でそれらの照合を行わなくとも、〇〇法第2条各項に違反しない。

7. その他

【記載のポイント】

必須事項ではないが、1～6に記載出来なかった内容があれば、その内容を記載する。

(例) 〇〇省との相談実績

令和〇年〇月に、〇〇省と相談。その際、本事業活動と〇〇法第〇条の規定との関係について、説明を受けた。

下記については、申請時に削除すること。

(備考)

1. 主務大臣の求めに応じ、必要な書類を提出するよう努めること。
2. 「関連する事業活動」に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定の解釈並びに当該事業活動に対する当該規定の適用の有無について確認を求める必要がない場合にあっては、「及びこれに関連する事業活動」の文字を抹消する。
3. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(記載要領)

1. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の目標
新事業活動及びこれに関連する事業活動に係る事業の目標（新事業活動及びこれに関連する事業活動を行おうとする背景となる事情及びそれにより目指す事業の方向性）を要

約的に記載する。

2. 新事業活動及びこれに関連する事業活動により生産性の向上又は新たな需要の獲得が見込まれる理由

新事業活動及びこれに関連する事業活動を実施することにより、生産性の向上（資源生産性の向上を含む。）又は新たな需要の獲得が見込まれることを要約的に記載する。

3. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の内容

（1）新事業活動及びこれに関連する事業活動に係る事業の実施主体を記載する。

（2）新事業活動及びこれに関連する事業活動に係る事業の概要を記載する。

（3）新事業活動及びこれに関連する事業活動を行う場所の住所を記載する。

4. 具体的な確認事項並びに規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定の解釈及び当該規定の適用の有無についての見解には、新事業活動等に関する法令の適用関係についての自己の見解を記載する。